

# いじめ防止基本方針

北上市立江釣子中学校

## I 方針・組織

### 1 策定にあたり

いじめ防止対策推進法（平成25年6月28日公布・同年9月28日施行）第13条の規定に基づき「学校いじめ防止基本方針」を策定し、いじめの防止・早期発見・事案対処等に関する措置を実効的・組織的に行う。また、同法22条に基づき、いじめ防止対策委員会を中核として、校長のリーダーシップの下、教職員のいじめに対する感性を高め協力体制を確立し、いじめ防止に取り組む。

また、同法改正（平成29年3月）に伴い、学校いじめ防止基本方針の改定を行い、いじめ問題に対処するものである。

### 2 いじめの定義

#### いじめ防止対策推進法 第2条

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

### 3 いじめ問題への基本的な考え方

- (1) あらゆる教育活動を通じ、安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指す。
- (2) いじめを許さないこと、いじめられている生徒を守り抜くこと表明し、いじめの把握に努めるとともに、校長のリーダーシップの下、組織的に取り組む。
- (3) 教職員一人ひとりが、つらい思いをしている生徒の気持ちに寄り添い、その思いをしっかりと受け止める支援・指導の力の向上を図る。
- (4) 窓口を明示するとともに、生徒に対して定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、学校組織をあげて生徒一人ひとりの状況把握に努める。
- (5) 生徒が主体となって、いじめのない安心して学校生活を築いていけるように、生徒会活動をとおしていじめを防止する取り組みが実践できるように支援・指導を行う。
- (6) いじめは、どの生徒にも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎいじめが発生した場合は、早期に解決できるよう保護者・地域や関係機関と連携し情報を共有しながら対応を進める。
- (7) 学校と保護者は生徒の成長を支えるパートナーであるという基本認識にたち、いじめの未然防止に向けた取組を、広く保護者や地域に発信し連携協力を得る。

### 4 校内組織

#### (1) いじめ防止対策委員会

##### ア 位置付け

組織的かつ実効的にいじめ問題に対応する中核の役割を担う機関とし常設とする。運営委員会・指導部会等既存の組織とは兼ねず別に置くものとする。

- (ア) 定 例・・・月1回実施する「いじめアンケート」の結果をもとに開催する
- (イ) 緊 急・・・必要に応じて緊急招集する

##### イ 構成

- (ア) 学校長、副校長、生徒指導主事、学年主任の6名とする。
- (イ) 必要に応じて、担任・養護教諭等関係教員、SC、SSWIによって構成する場合もある。
- (ウ) 事案によっては、市教委担当者、主任児童委員、警察、医療機関等要請する場合もある。

ウ 招集

- (ア) 会の招集は副校長が行う。
- (イ) 関係機関への連絡は校長もしくは副校長とする。

エ 役割

(ア) 未然防止

- ・ いじめが起きにくい、許さない学校環境づくり
- ・ 生徒・保護者、地域に取組を周知する

(イ) 早期発見・事案対処

- ・ 相談・通報を受け付ける窓口
- ・ 情報の収集と記録、共有
- ・ 事実関係の把握といじめであるか否かの判断
- ・ 指導体制・方針の検討と提示
- ・ 被害生徒支援・加害生徒指導・保護者連携の組織対応
- ・ 外部機関との連携

(ウ) 検証

- ・ 計画（P）・実行（D）・検証（C）・見直しの上改善実施（A）
- ・ 法の理解増進

(2) 職員体制

校 長	ア：方針の明確化	イ：組織活性化	ウ：校内研修
副 校 長	ア：保護者対応 エ：委員会の招集・開催	イ：外部機関との連携	ウ：マスコミ対応
生徒指導 主事	ア：情報集約 エ：保護者対応	イ：支援・指導指示 ウ：防止の全校指導	ウ：対象生徒支援・指導 エ：各種研修の伝達
学年主任	ア：担任のフォロー ウ：未然防止指導	イ：対象生徒支援・指導 エ：解決後の学年指導	ウ：保護者対応
担 任	ア：防止指導 エ：対象生徒支援・指導	イ：早期発見・事実確認 オ：保護者面接	ウ：学年主任への報告 カ：解決後の学級指導
養護教諭	ア：保健室来室状況	イ：生徒会話情報	ウ：欠席状況把握

(3) 教職員研修の充実

いじめ防止等のための対策に関する資質の向上を図り、教職員の人権感覚を高めるための効果的な研修会を計画的に企画・実施する。その際は、全職員の参加により、事例研究やカウンセリング演習など、実践的な内容を積極的に取り入れるものとする。

ア いじめ防止に関わる校内研修会・・・年2回（4月・10月）

イ 研修等の伝達・・・・・・・・・・・・・・・・・随時

## Ⅱ 未然防止

### 1 教職員による指導

- (1) 生徒の豊かな情操と道徳心、心の通うコミュニケーション能力の素地を養うために、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実を図る。
- (2) いのちの教育や人権教育、他を思いやる心を育てるとともに、規範意識の醸成や生徒自らが規範の意義を理解し、それらを守り、行動しようとする自律性を育むことを重視する。
- (3) 生徒同士、または生徒と教師との信頼関係を育むために、多面的な生徒理解と自己有用感、自己存在感を味わわせる学級づくりを目指す。
- (4) 各教科の指導においては、正誤や結果ばかりを重視することなく、学習過程における考え方の形成に目を向け、互いの良さや違いを認め合うことができるような指導を心がける。
- (5) 適切な情報活用能力が養われるように、情報モラル教育の充実を図る。

### 2 生徒の主体的な取組

学校教育の全活動を通して、いじめが人権侵害であることを理解させ、生徒会活動を通していじめ防止の活動を支援していく。

- (1) 全校生徒による「いじめ撲滅集会」・「いじめ撲滅宣言」等の取組
- (2) いじめ防止標語・ポスターへの参加
- (3) 人権作文への取組
- (4) 良好な関係づくりを意図した学年行事・全校行事の企画運営
- (5) 情報通信機器によるいじめ防止の取組として、情報モラル向上の取組の推進

### 3 早期発見

#### (1) 日常的な生徒理解

教師は生活記録ノート等を活用し、生徒からの小さなサインを見逃さないように、日常的な生徒理解に努める。また、授業時間だけではなく、朝・帰りの会や休み時間、給食・清掃時間等においても、生徒の表情や言動、しぐさ、人間関係等の変化や違和感に気を配る。

#### (2) 教育相談週間

5月、11月の生活状況調査を受けて、教育相談週間を設定し、教育相談体制の充実を図る。教育相談は主に担任が行うものとする。相談週間で把握した問題（いじめに限らず）については、委員会、職員会議等で情報を共有し、共通理解を図る。いじめが確認された場合は委員会に諮り、早期対応に努める。

#### (3) アンケート調査

- |               |          |
|---------------|----------|
| ア いじめ調査       | (毎月)     |
| イ 生活状況調査      | (5月・11月) |
| ウ 親と子のSNSチェック | (隔月)     |

#### (4) 相談機能の充実

スクールカウンセラー、学校生活サポート推進員、相談室の活用等により相談機能を充実させ、生徒の悩みを積極的に受け止めることができるように人的・物理的環境を整える。

### 4 いじめの対処

#### (1) 相談窓口

〈学 校〉学校での窓口を生徒指導主事とする。

※ 担任・学年主任に相談・報告があった場合においても、集約対応の窓口を生徒指導主事とする。

〈関係機関〉

	名 称	連絡先・開設時間
盛岡法務局	子どもの人権110番	0120-007-110 平日8:30~17:15
岩手県福祉総合相談センター (児童相談所)	こども家庭テレフォン	019-652-4152 月~土日9:00~22:00 祝日 9:00~17:45
盛岡少年鑑別所	法務少年支援センターいわて	019-647-2205 平日9:00~17:00
法テラス岩手	法テラスサポートダイヤル	0570-078374 平日9:00~21:00 土曜日9:00~17:00
岩手県弁護士会	こどもの無料法律相談	019-623-5005 平日9:00~17:00
岩手県警察本部 県南少年サポートセンター	ヤングテレフォンコーナー	0197-65-2400 平日9:00~17:45
岩手県教育委員会	24時間子供SOSダイヤル	0120-0-78310 24時間 365日
岩手県男女共同参画センター	LGBT相談	019-601-6891 火・金16:00~19:00
総合教育センター	ふれあい電話	0198-27-2331 平日9:00~17:00
NPO法人 チャイルドライン支援センター		0120-99-7777 月~土16:00~21:00

(2) 初期対応

早期対応が問題の解決に大きく左右することから、次のとおりの対応を原則とする。

	対 応	窓口・担当・手順
事案発生	相談・通報・ 認知	<p>●生徒・保護者・第3者から相談・通報等の認知があった場合の報告・連絡の流れ</p> <p>ア 連絡受付者 → 担任 → 学年主任 → 生徒指導主事 → 副校長 → 校長</p> <p>イ 副校長は委員会を招集する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報共有 ※情報のとりまとめを生徒指導主事とする。</li> <li>・事実確認の方法と対応の流れ決定</li> <li>・外部機関招集の判断</li> </ul>
事実確認	情報収集 記 録	<p>●事案に応じて事実確認を速やかに行う</p> <p>ア 複数生徒が関係する場合の事情聴取の場所・時間確認</p> <p>イ 5W1Hを時系列で確認する</p> <p>ウ 情報のとりまとめと記録は、学年主任が整理し生徒指導主事へ提出する(※別に様式を定める)</p> <p>エ 事実関係把握後、全職員への報告・共通理解</p>
方針決定	指導体制確立 対応方針決定	<p>●関係機関への連絡を含めた委員会の招集。</p> <p>ア 今後の対応方針確認</p> <p>イ 支援・指導の分担、被害・加害生徒への対応</p> <p>ウ 保護者への対応 ※対応の窓口は該当学年主任とする。</p> <p>エ 市教委への報告 ※報告は副校長とする。</p>

対 処	被害生徒対応 加害生徒対応 保護者対応	● 確実な初期対応の推進 ア 支援・指導の実施 → 担任・学年主任・生徒指導主事 イ 家庭訪問を中心 ウ 保護者対応の中心は学年主任とする
-----	---------------------------	--

### (3) 対応の原則・配慮

#### ア 被害生徒

- ・ いじめを受けた生徒が学校生活に不安を抱えている場合、複数の教員による見守りを行うなど、いじめられた生徒の安全確保を最優先とする。
- ・ いじめを受けた生徒が安心して学校生活をおくるために、必要があると認めた時は、保護者と連携を図り、一定期間別室等において学習する措置をとる。
- ・ いじめを受けた生徒の心のケアについて、SCや養護教諭と連携を取りながら進める。

#### イ 加害生徒

- ・ 行為を全否定する。非人間性・非道徳性を理解させた上で人権侵害であることを指導する。
- ・ 教育上必要を認めた時は、学校教育法施行規則第26条に基づき、適切に懲戒を加える。

#### ウ 集団への指導

- ・ いじめを見た、知っていた生徒について、自分の問題としてとらえることを主眼に置く。
- ・ 学級・部活動等当該集団で話し合いを行うなど、いじめは許されない行為であり根絶すべきことを理解させる。
- ・ 学年指導や全校指導の中で、お互いが尊重され認め合う関係をつくろうとする集団づくりをしていくようにサポートする。

### (4) ネットいじめへの対応

ア インターネット等を通じて行われるいじめ事案は、被害の拡大を避けるために、教育委員会・警察と連携して対処する。

イ 生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、速やかに警察に連絡対応を進める。対応の窓口は副校長とする。

ウ インターネット等の利用について、適宜、危険性と被害拡大の収束が難しいことの理解を促す。

エ 「親と子のSNSチェック」を隔月で行い、保護者への理解促進に努める。

オ ネット上のいじめ相談窓口

(ア) 学校：学年主任

(イ) 警察：岩手県警察本部サイバー犯罪対策室（生活安全部生活環境課内）

電話 019-653-0110

### (5) いじめ対応に係り特に配慮が必要な生徒

特に配慮が必要な生徒については、日常的に、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携・周囲の生徒に対する指導を組織的に行う。

ア 発達障害を含む、障害のある生徒

イ 海外から帰国した生徒や外国籍の生徒、国際結婚の保護者をもつなどの外国につながる生徒

ウ 性同一障害や性的指向・性自認に係る生徒

エ 東日本大震災等により被災した生徒または原子力発電所事故により避難している生徒

## 5 いじめの解消

### (1) 解消の要件

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、次の2つの要件を満たしている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合においても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

ア いじめに係る行為が止んでいること

- ・ 心理的または物理的な影響を与える行為（情報機器によるものも含む）が止んでいる状態が相当の期間継続（3ヶ月を目安とする）していること。

- ・被害が重大な場合は教育委員会または学校対策委員会の判断により、長期の期間を設定する。
  - ・相当の期間が経過するまでは、いじめを受けた生徒・いじめを行った生徒の様子を含め注視し、期間が経過した段階で判断する
  - ・行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を把握する
  - イ いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと
    - ・アの判断する時点において、心身の苦痛を感じていないと認められること。
    - ・生徒本人及び保護者に対し、面談等により確認する。面談はケースにより、担任・学年主任・生徒指導主事が担当する。
- (2) 解消に至らない状況時の対応
- ア いじめを受けた生徒を徹底して守り、安全・安心を確保する。
  - イ いじめ防止対策委員会において、再度、支援内容・情報共有・教職員の役割分担を含む対処プランを策定し確実に実行する。
  - ウ いじめを受けた生徒・いじめを行った生徒について、日常的に注意深く観察する。

### Ⅲ 重大事態への対処

#### 1 重大事態とは（いじめ防止対策基本法第28条1項）

- (1) いじめにより生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- (3) 児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたと申立てがあったとき。

#### 2 重大事態の判断

- (1) 事実関係が確定した段階で行うのではなく、「疑い」が生じた段階で速やかに開始しなければならない。
- (2) 重大事態に該当するか否かの判断は学校・教育委員会が行い、速やかに対処方針を共有する。

#### 3 重大事態の報告

- (1) 学校は、重大事態が発生した場合、速やかに学校の設置者（教育委員会）及び関係諸機関に報告する。
- (2) 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして対処する。

#### 4 重大事態の調査

■学校が調査の主体となる場合（設置者の指導のもと以下の通り対処する）

- (1) 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査については、本校いじめ対策委員会を中心となり、全職員体制で速やかに行う。
- (2) 調査に際して、重大事態の性質に応じて、適切な専門家を加えるとともに、事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保する。
- (3) 調査においては、いじめの事実関係を可能な限り網羅し明確にする。特に、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- (4) 調査結果を設置者に報告する。
- (5) いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、調査によって明らかとなった事実関係について、経過報告も含め適時適切な方法で情報を提供する。
- (6) いじめを受けた児童生徒及びその保護者の意向を配慮した上で、保護者説明会等により適時適切な方法で全ての保護者に説明するとともに、解決に向けて協力を依頼する。
- (7) いじめ防止対策委員会で再発防止策をまとめ、学校をあげて取り組む。

